

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年9月28日
【会社名】	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
【英訳名】	CHARM CARE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下村 隆彦
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	(06)6445-3389(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営管理部長 里見 幸弘
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	(06)6445-3389(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営管理部長 里見 幸弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年9月26日開催の当社第34回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年9月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円

配当総額70,271,950円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年9月27日

第2号議案 定款の一部変更の件

今後の事業展開に備えるために、現行定款第2条（目的）に新たな目的を追加するものです。
経営体制の一層の強化充実を図るため、現行定款第19条（取締役の員数）につき、取締役の員数の上限を6名以内から10名以内に変更するものです。
その他、上記に伴う号数の変更を行うものです。

第3号議案 取締役6名選任の件

下村 隆彦、里見 幸弘、奥村 孝行、小椋 史朗、渡邊 五郎及び山澤 倶和の6氏を取締役に選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	93,483	324	1	(注)1	可決 99.65
第2号議案 定款の一部変更の件	93,494	313	1	(注)2	可決 99.67
第3号議案 取締役6名選任の件					
下村 隆彦	90,583	3,224	1	(注)3	可決 96.56
里見 幸弘	93,495	312	1		可決 99.67
奥村 孝行	93,499	308	1		可決 99.67
小椋 史朗	93,499	308	1		可決 99.67
渡邊 五郎	93,463	344	1		可決 99.63
山澤 俱和	90,573	3,234	1		可決 96.55

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 棄権の議決権の数には無効の議決権の数を含む。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上